

この用紙を、提出書類の 1 ページ目としてください。

要件審査書類 事前提出用紙(契約番号:7140)

送 信 年 月 日		令和 年 月 日	
送 信 者	認定番号		
	※商号又は名称 (JV の場合は名称を併記すること。)		
	担当者氏名		
	連絡先	電話:	FAX:

※受任者の場合、受任者営業所等まで記載してください。

案件名	令和7年度国分一号幹線排水路改修工事
-----	--------------------

次のとおり、競争参加資格等要件審査用書類を提出します。

提出書類		枚数
1	配置技術者等に関する書類（開札日以降の変更はできません。） ※添付書類の詳細は「配置技術者調書」様式に記載しています。	
	(1) 配置技術者調書	枚
	(2) 主任技術者・監理技術者の資格を証する書類（資格証の写し）	枚
	(3) 直接的・恒常的雇用を証する書類 ○監理技術者資格者証 ○健康保険被保険者証 ○建設国保組合の加入証明書 <u>※雇用保険書類は不可。 ※本人情報及び事業所情報以外は抹消してください。</u> <u>※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（3箇所）にマスキング（黒塗り）をして提出してください。</u>	枚
2	建設業許可の確認できる書類（代表構成員及びすべての構成員の書類を提出すること）	
	(1) 建設業許可証明書 又は 建設業許可の通知書等（写）	枚
	(2) 建設業許可申請書別表（写）など、契約者の許可内容が確認できる書類 <u>※契約者が受任者の場合に必要</u>	枚
	(3) 専任技術者証明書（建設業許可申請時の提出書類・様式第8号） <u>※許可を受けている工種すべての専任技術者（本店・営業所・支社・支店等含む）の分かる書類を送付すること（全者提出）</u>	枚
3	その他	
	経営事項審査結果の書類（写） ※直近のもの	枚
		枚

○この用紙を提出書類の1枚目に添付し、参加資格確認申請時にファイルをシステムに添付してください。

○ファイルは一つにまとめて添付してください。

配置技術者調書

認定番号			
企業体名称			
受任者の 商号又は名称			
担当者		連絡先	

- 案件ごとに定めてください。なお、落札決定後の変更はできません。
- 配置技術者及び現場代理人は、落札決定日を基準として雇用後3箇月以上経過している者であること。
- 本契約締結日現在**において、他工事現場で現場代理人や配置技術者として配置されていないことが確認できること。（ただし、兼任制限の解除要件（詳細は入札説明書参照）に該当している場合を除く）
- 原則として、配置技術者及び現場代理人は海老名市の他の入札案件又は他の公共機関が発注する工事との兼任配置はできません。
- ※配置技術者及び現場代理人の兼任制限の解除要件に該当している場合で、他の工事との兼任配置を希望する場合は、「配置技術者等兼任配置届」を提出してください。
- 低入札案件の場合は、配置方法等について別に指示します。

1. 配置技術者※他の案件との重複はできません。

(1) 代表構成員の配置技術者（現場に常駐すること）（雇用後3箇月以上経過している者であること）

契約番号	入札件名
7140	令和7年度国分一号幹線排水路改修工事
配置技術者の種類	監理技術者（交付番号： ）
氏名	

(2) その他の構成員の配置技術者（現場に常駐すること）（雇用後3箇月以上経過している者であること）

技術者の種類	☐ 監理技術者 (交付番号：)	☐ 主任技術者 (取得資格：) (番 号：)
氏名		

(3) その他の構成員の配置技術者（現場に常駐すること）（雇用後3箇月以上経過している者であること）

※2者特定JVの場合は、記入不要です。

技術者の種類	☐ 監理技術者 (交付番号：)	☐ 主任技術者 (取得資格：) (番 号：)
氏名		

2. 現場代理人(配置技術者と兼務の場合でも記載願います。雇用後3箇月以上経過している者であること)

氏名	
資格	

添付資料

監理技術者

- (1) 監理技術者資格者証の写し(両面) ※1 枚の紙に両面をコピーしてください。
- (2) 監理技術者講習修了証の写し

主任技術者、現場代理人

- (1) 資格を証する書類の写し
- (2) 雇用の事実を証する書類の写し
 - 社会保険事務所、健康保険組合の場合は健康保険被保険者証の写し(所属事業所名及び加入年月日が表示されていること。)

※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(3箇所)にマスキング(黒塗り)をして提出してください。

- 建設国保組合の場合は加入証明書の写し(市区町村国保は含みません。)
 - 登記事項に記載のある者(会社役員等)は該当箇所及び常勤であることが確認できる書類
- ※雇用保険・源泉徴収票・特別徴収に関する書類(後期高齢者は除く)等は不可

※後期高齢者医療制度被保険者の場合(次の2点とも提出)

- ① 後期高齢者医療被保険者証の写し
- ② 最新の住民税特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)の写し